

令和 6 年 4 月 3 0 日

市内障害者支援施設 施設長 様
市内障害福祉サービス事業所 管理者 様
市内障害児通所支援事業所 管理者 様
市内相談支援事業所 管理者 様

川口市福祉部障害福祉課長
川口市保健部疾病対策課長

感染症発生時の報告方法の変更について

平素より、本市障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、これまで、新型コロナウイルス感染症の陽性者が 1 名でも確認された際は報告書の提出をいただいていたところですが、今後は他の感染症と同様に下記のとおりご報告くださいますようお願いいたします。

記

1. 報告基準

次のいずれかに該当する場合、「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について（平成 17 年 2 月 22 日付厚生労働省通知）」に基づき、ご報告をお願いいたします。

- 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合
- 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- 上に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※感染症には、インフルエンザ・感染性胃腸炎のほか新型コロナウイルス感染症を含みます。

※麻しん、風しんに関しては、1 名でも発生した場合はご報告ください。

2. 報告先及び報告方法

○障害福祉課施設係

報告用フォームを使用してご報告ください。

<https://logoform.jp/form/zRQD/571465>



○疾病対策課感染症係

①電話で事前連絡（048-423-6726）

②報告書等を作成しメール又は FAX で報告

（参考）市ホームページ> 疾病対策課> 保健所疾病対策課>

「社会福祉施設などにおける集団感染症発生時の報告（施設向け）」

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01090/020/sonotanokannsensyou/20907.html>



問合せ先

障害福祉課 施設係 048-271-9442

疾病対策課 感染症係 048-423-6726